

動植物検疫について

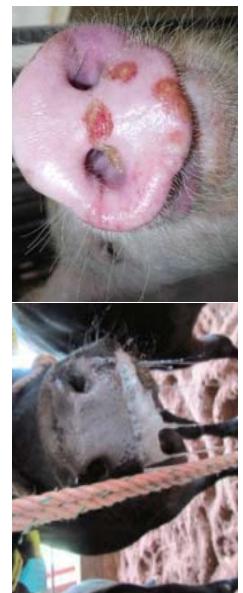
- 口蹄疫やミカシコミバエ等、我が国に侵入した場合、農畜産物等を介して県域を越えて急速に拡大し、家畜や農作物に大きな被害を及ぼす疾患や病害虫、また、狂犬病等の人や動物の生命を脅かす感染症が存在する。このため、全国の農畜産業の基盤や国民の生命を守るために、**国の責務として、法に基づき、疾病や病害虫の侵入防止を図っている。**

- 国境措置である動植物検疫において、国籍を問わず農畜産物や動物の輸入者に対して検査を義務づけ、検査結果に基づき廃棄・消毒等の命令を行っている(公権力の行使)。

- このため、農林水産省に専門職として設置されている防疫官は、専門的知見の保有、関係法制度の熟知及び海外での疾病状況等の把握を行い、科学的知見に基づき、全国各地に配置された動物検疫所・植物防疫所において、均一な専門技術水準に基づき、育一的に検査を実施し、公正厳格な検査を実現している。

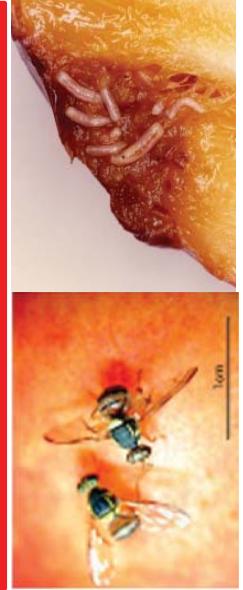
我が国が侵入を警戒する伝染性疾患・植物の病害虫の例

口蹄疫



伝播力が極めて強く、広域にわたつて牛、豚等に大流行を引き起こす。
(平成22年に宮崎県で発生し、牛・豚合わせて約30万頭を殺処分)

ミカシコミバエ



東南アジアなどに発生。かんきつ類、ウリ類等の生果実に大きな被害。
(日本では、奄美群島、沖縄、小笠原諸島に発生し、25年の歳月と254億円の費用をかけ平成5年に根絶。)

狂犬病



有効な治療法はなく、発病した場合の死亡率はほぼ100%。
(日本では、昭和32年以降、海外で感染した人の例を除き、本病の発生はない)

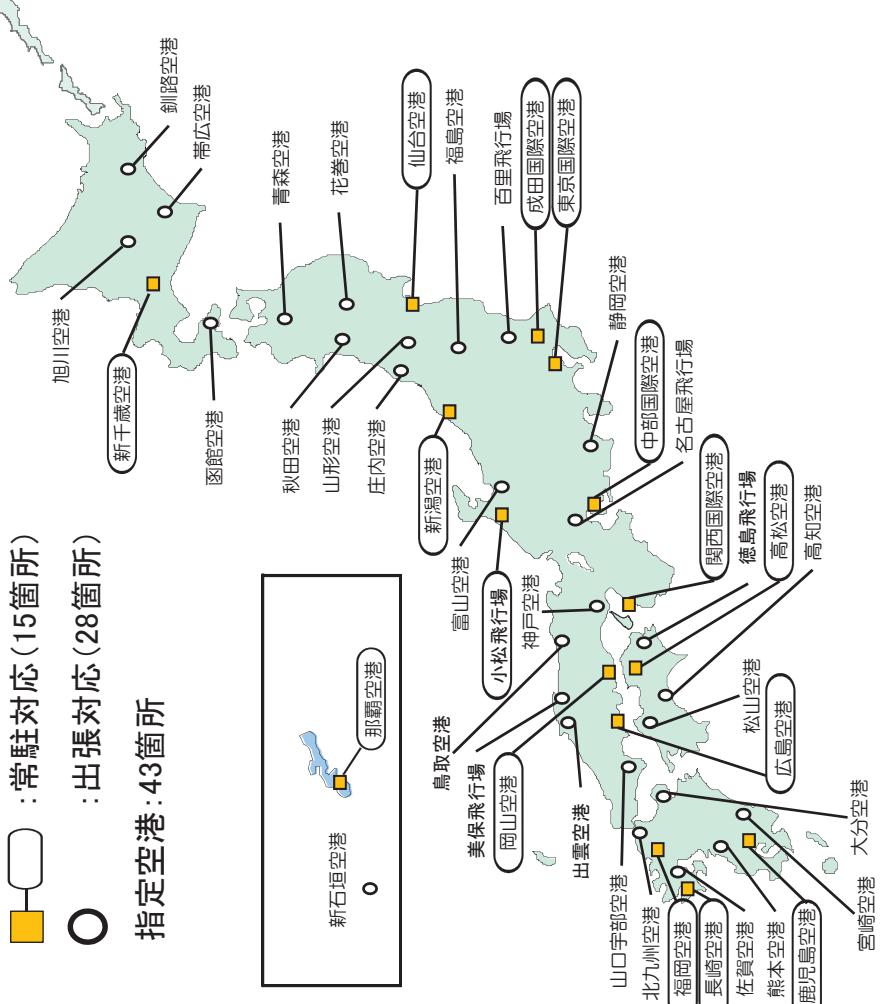
ウリミバエ



指定空港における動植物検疫体制

- 各空港における動植物検疫については、業務量及び地理的条件を勘案した上で、各所に配置された動植物防疫官が、出張検疫であつても全ての国際旅客便に対応して円滑に対応しております。
- 平成26年度には、地方空港における増便対応として、佐賀空港を管轄する官署等に増員が認められたところ、今後も国際旅客便及び国際ビジネス機の運航状況等を踏まえ、適切に対応。

指定空港(動物検疫)



指定空港(植物検疫)

